

滋賀県建設技術センター飲料用自動販売機設置事業者募集要項

滋賀県土木交通部監理課では、滋賀県建設技術センターに設置する飲料用自動販売機(以下「自販機」という。)の設置事業者を募集しますので、応募を希望される方は、この募集要項をよく読み、各事項をご承知の上、お申し込みください。

1. 公募施設

- (1) 名称 滋賀県建設技術センター
- (2) 所在地 滋賀県草津市野路六丁目9番 23 号

2. 公募物件

物件番号	設 置 場 所	設 置 面 積	最 低 納 付 金 額(年額)
1	滋賀県建設技術センター	0.96 m ²	5,000 円

※ (1)自販機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前に必ず設置場所の確認を行ってください。

(2)設置面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースを含みます。

3. 県へ納入する行政財産使用料および納付金

- (1)設置事業者は、行政財産使用料として、設置する自販機 1 台につき年額 31,498 円程度を納入するとともに、納付金提案書に記載された金額に消費税および地方消費税相当額を加算した納付金を納入していただきます。
- (2)県が発行する納入通知書で指定した期限までに年額納付金の全額を納入していただきます。

4. 契約期間

- (1)契約の期間は、令和 7 年(2025 年)4月1日から令和 10 年(2028 年)3月 31 日までとします。
- (2)契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約期間内であっても契約を解除することがあります。

5. 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当することとなったときから 2 年を経過しない者でないこと。

- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号までおよび第 6 号の規定に該当しない者であり、かつ、次のいずれにも該当しない者であること(会社の役員など実質的に営業に関与している者についても、次のいずれにも 該当しないこと。)
- ア 暴力団員等(滋賀県暴力団排除条例(平成 23 年滋賀県条例第 13 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団(滋賀県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員等を利用している者
- ウ 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- エ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (6) 法人にあっては、滋賀県内に本店または支店または営業所があること。個人にあっては、滋賀県内に住所を有すること。
- (7) 本公募の直前の公募により選定された事業者であって、県との間で締結した「自動販売機の設置等に関する契約書」の規定による当該契約の解除を申し出た者(解除に際して次回の公募に参加できない旨を告知された者に限る。)でないこと。

6. 設置条件

(1) 自販機本体

- ア 酒類およびその類似品を除くこと。
- イ デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
- ウ 設置機種については、概ね以下の使用を参考とする。(以前の設置機種)
幅 1,030mm以内、奥行 630mm以内、高さ 1,830mm以内で、重量 215kg
空き容器回収ボックス容量 70 リットル～90 リットル

(2) 転倒防止対策

自販機は床面に固定し、転倒防止対策を施すこと。

(3) 空き容器回収ボックス

自販機の設置場所ごとに、1 個以上の空き容器分別回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に管理、回収、処分を行うこと。なお、回収ボックスに投入された容器

等は、全て回収、処分すること。

7. 質問書および回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和 7 年 2 月 10(月)から令和 7 年 2 月 26 日(水)まで
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までとします。
- (2) 受付方法 質問書(別記様式第 5 号)に記入の上、ファクシミリまたは電子メールで送付してください。
- (3) 質問者への回答 質問者に対しファクシミリまたは電子メールで個別に回答します。
また、全ての質問事項および回答をまとめ、令和 7 年 2 月 28 日(金)までに県のホームページに掲載します。

8. 提出書類

応募に当たっては、以下の書類(正本 1 部)を県に提出いただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 応募申込書(別記様式第 1 号)
- (2) 納付金提案書(別記様式第 2 号)

※設置事業者の決定に当たっては、納付金提案書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)をもって納付金とするので、応募者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の 110 分の 100 に相当する金額を納付金提案書に記載してください。

なお、納付金提案書のみを無地封筒(長型 3 号)に入れ、表に、氏名(法人にあっては、商号または名称)および物件番号を記載してください。

- (3) 販売品目一覧表(別記様式第 3 号)
- (4) 誓約書(別記様式第 4 号)
- (5) 設置する自販機のカatalog(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- (6) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ)
- (7) 5(3)に係る許認可書等の写し
- (8) 印鑑登録証明書

(注)印鑑登録証明書は、提出日において発行の日から 3 か月以内のもの(写し可)を提出してください。

9. 応募申込書提出先および提出期間

(1) 提出先 滋賀県土木交通部監理課用地対策室

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(2) 提出期間 令和7年2月10日(月)から令和7年3月3日(月)まで
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとします。

(注)①郵便の場合、書留郵便等により令和7年3月3日(月)の午後5時までに必着のこと。

なお、県は不達の場合の責任を一切負いません。

②ファクシミリおよび電子メールでの提出は認めません。

10. 無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- (1) 応募申込書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったもの。
- (2) 応募申込書等の提出書類の記載に不備、不明瞭な点があるものおよび提出書類に不足があるもの。
- (3) 応募申込書等の提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 応募申込書等の提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 5に定める必要な資格要件を有しない者がしたもの。
- (6) 談合その他不正の行為があったと認められるもの。
- (7) 納付金提案書の記載金額が訂正されているもの。

11. 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

12. 決定方法

提出された応募申込書をもとに、資格要件を満たすと認められた者が提出した納付金提案書の提案納付金額が、滋賀県が設定した最低納付金額以上の額で、最高金額を提案した者を設置事業者に決定します。

最高金額を提案した者が複数ある場合は、当該応募者立会いの下、くじにより決定します。

決定は、令和7年3月6日(木)の予定です。

13. 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、設置事業者に決定された者に通知するとともに、滋賀県ホームページに設置事業者名および決定金額を掲載します。

14. 行政財産使用許可の手続

- (1) 設置事業者に決定された者は、令和 7 年 3 月 17 日(月)までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。
- (2) 添付書類
 - ア 設置場所の図面
 - イ 設置する自販機カタログ(寸法、消費電力等が確認できるもの)(省略可)
 - ウ 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ)(省略可)
- (3) 使用許可の手続に要する一切の費用については、設置事業者に決定された者の負担とします。

15. 契約の締結および契約保証金

設置事業者に決定された者は、滋賀県と自動販売機の設置等に関する契約書(別添 1)により契約を締結していただきますので、その内容をご確認ください。なお、本契約に伴う契約保証金は免除とします。

16. 設置事業者の決定取消し

- 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。
- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに行政財産使用許可申請手続を行わなかったとき。
 - (2) 設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。
 - (3) その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められるとき。

17. 設置費用等

自販機の設置、撤去および移転等に要する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

18. 使用上の制限

- (1) 許可用途以外に使用しないこと。
- (2) 使用を認められた場所以外を使用しないこと。
- (3) 県の書面による承認なく財産の原状を変更しないこと。

19. 販売品の条件

- (1) 販売品は、缶、ビン、ペットボトル、紙パック、カップ式等の清涼飲料水や牛乳など多品種、多品目により構成するよう努めてください。
- (2) 販売価格については、その品目の希望小売価格(施設等管理者が特に販売額の条件を定める場合はその額)以下とし、設置事業者が設定してください。

20. 必要な報告

設置事業者は、別添「自動販売機の設置等に関する契約書」第 18 条の規定に基づき、自販機ごとに毎月の売上数量、売上金額を報告していただきます。

21. 維持管理

- (1) 不具合の修繕、販売品の補充、賞味期限および金銭の管理等、自販機の維持管理は設置事業者の責任において適切に行ってください。
- (2) 関係法令等を遵守するとともに衛生管理および感染症対策の徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行ってください。
- (3) 自販機の故障、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記してください。

22. 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了した場合または許可が取り消された場合は、速やかに自己の責任により設置場所を原状に回復して、滋賀県に返還してください。ただし、県が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

23. その他

- (1) この公募により選定された設置事業者が、県との間で締結する「自動販売機の設置等に関する契約書」の契約期間内に契約の解除を申し出たことにより、当該契約が終了することとなった場合は、当該解除を申し出た設置事業者を、1(1)の施設への自販機の設置の公募に参加させない場合があります(ただし、当該契約解除後に行う直近の1回に限る。)
- (2) 自販機の設置に際しては子メーターを設置し、自販機と同様に設置事業者の責任において維持管理等を行ってください。
- (3) 本書に定めのない事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令および滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則 56 号)の定めるところによります。

参考(設置場所データ等)

(1) 物件番号 1

＜令和2年度データ＞

①年間売上高	181,400 円
②年間販売数量	1541 本
③年間来場者数	1761人 (研修・講習による来場者のみの数)
④職員数等	30人